

8	企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
9	信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第六号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十四号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
10	保険企画専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち第六項各号に掲げる事務に関する専門的事項に係る事務に従事する。
11	（市場法法制企画調整官等）
12	第七条 市場課に、市場法法制企画調整官一人、市場業務専門官一人、市場調整官一人及び市場法法制企画調整官一人を置く。
13	市場法法制企画調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち令第十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
14	市場法法制企画調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち金融市場の整備に関する事務に従事する。
15	金融審議会金利調整分科会の庶務に関する事務に従事する。
16	金融取引官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事すること。
17	一 金融機関の金利の調整に関する事務に従事する。
18	二 金融審議会金利調整分科会の庶務に関する事務に従事する。
19	三 株式、社債その他有価証券の振替に関する事務に従事する。
20	四 市場業務専門官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち金融商品債務引受け業を行う者、取引情報蓄積機関及び振替機関等に関する制度の企画及び立案に関する専門的事項に係る事務に従事する。
21	五 市場業務専門官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち金融商品債務引受け業を行う者、取引情報蓄積機関及び振替機関等に関する制度の企画及び立案に関する専門的事項に係る事務に従事する。
22	六 市場調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち金融商品市場に関する調査その他専門的な事項に関する事務並びに二以上の市場間ににおける重要事項についての調整に関する専門的事項に係る事務に従事する。
23	（企画官等）
24	第八条 企業開示課に、企画官一人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。
25	（二）監督調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどること。
26	一 監督機関等（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この条において同じ。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する指針の策定又は施策に関する調査に
27	二 金融機関等（令第三条第二項第二号及び三号に掲げる者をいう。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する指針の策定又は施策に関する調査に
28	三 金融の円滑化を図るために環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関する事務に従事する。
29	（二）農業協同組合連合会
30	（二）農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十号）第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業
31	2 企画官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
32	3 開示企画調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち企業内容等の開示等に関する事務に従事する。
33	4 企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十七条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。
34	5 主任会計専門官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち企業会計の基準の設定その他企業の財務に関する専門的事項に係る事務に従事する。
35	6 国際会計調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。）に係る調整に関する事務に従事する。
36	（三）第三節 監督局
37	（主任統括検査官等）
38	監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。（監督調査室等及び監督企画官等）
39	第十一条 総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官三人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人、金融危機対応会議の庶務に関する事務をつかさどる。
40	（四）第五章 第二節 第二項 第二款
41	四 預金保険機構による資金援助に係る金融機関等の特定合併等（同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。）の特定適格性の認定及びあつせんを行うこと。
42	二 預金保険機構による資金援助に係る金融機関等の特定合併等（同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行ふこと。
43	（五）第五章 第二節 第二款
44	三 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十九年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行ふこと。
45	四 預金保険法の規定に基づく金融整理管財人による管理、金融危機への対応及び金融システムの安定を図るために金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に関する事務。
46	（六）第五章 第二節 第二款
47	五 農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づく管理人による管理及び金融危機への対応に関すること。
48	（七）第五章 第二節 第二款
49	六 農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づく管理人による管理及び金融危機への対応に関する事務に従事する。
50	（八）第五章 第二節 第二款
51	七 信用機構対応室に、室長を置く。
52	監督企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事し、並びに金融情報分析官の行う事務を整理する。
53	（九）第五章 第二節 第二款
54	八 金融情報分析官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事し、並びに金融情報分析官の行う事務を整理する。
55	（十）第五章 第二節 第二款
56	九 事業再生支援管理官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融庁の所掌に属する中小企業者の事業の再生の支援に関する事務に従事する。
57	（十一）第五章 第二節 第二款
58	十 國際監督調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち国際的な監督事務に係る施策に従事する。
59	（十二）第五章 第二節 第二款
60	十一 資産運用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち資産運用に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
61	（十三）第五章 第二節 第二款
62	十二 地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等
63	（十四）第五章 第二節 第二款
64	十三 銀行第一課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人、主任地域金融調査官一人、地域金融調査官一人及び調査官一人を置く。
65	（十五）第五章 第二節 第二款
66	十四 地域金融生産性向上支援室は、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
67	（十六）第五章 第二節 第二款
68	十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
69	（十七）第五章 第二節 第二款
70	十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
71	（十八）第五章 第二節 第二款
72	十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
73	（十九）第五章 第二節 第二款
74	十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
75	（二十）第五章 第二節 第二款
76	十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
77	（二十一）第五章 第二節 第二款
78	二十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
79	（二十二）第五章 第二節 第二款
80	二十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
81	（二十三）第五章 第二節 第二款
82	二十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
83	（二十四）第五章 第二節 第二款
84	二十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
85	（二十五）第五章 第二節 第二款
86	二十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
87	（二十六）第五章 第二節 第二款
88	二十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
89	（二十七）第五章 第二節 第二款
90	二十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
91	（二十八）第五章 第二節 第二款
92	二十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
93	（二十九）第五章 第二節 第二款
94	二十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
95	（三十）第五章 第二節 第二款
96	二十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
97	（三十一）第五章 第二節 第二款
98	三十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
99	（三十二）第五章 第二節 第二款
100	三十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
101	（三十三）第五章 第二節 第二款
102	三十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
103	（三十四）第五章 第二節 第二款
104	三十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
105	（三十五）第五章 第二節 第二款
106	三十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
107	（三十六）第五章 第二節 第二款
108	三十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
109	（三十七）第五章 第二節 第二款
110	三十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
111	（三十八）第五章 第二節 第二款
112	三十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
113	（三十九）第五章 第二節 第二款
114	三十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
115	（四十）第五章 第二節 第二款
116	三十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
117	（四十一）第五章 第二節 第二款
118	四十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
119	（四十二）第五章 第二節 第二款
120	四十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
121	（四十三）第五章 第二節 第二款
122	四十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
123	（四十四）第五章 第二節 第二款
124	四十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
125	（四十五）第五章 第二節 第二款
126	四十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
127	（四十六）第五章 第二節 第二款
128	四十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
129	（四十七）第五章 第二節 第二款
130	四十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
131	（四十八）第五章 第二節 第二款
132	四十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
133	（四十九）第五章 第二節 第二款
134	四十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
135	（五十）第五章 第二節 第二款
136	四十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
137	（五十一）第五章 第二節 第二款
138	五十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
139	（五十二）第五章 第二節 第二款
140	五十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
141	（五十三）第五章 第二節 第二款
142	五十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
143	（五十四）第五章 第二節 第二款
144	五十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
145	（五十五）第五章 第二節 第二款
146	五十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
147	（五十六）第五章 第二節 第二款
148	五十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
149	（五十七）第五章 第二節 第二款
150	五十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
151	（五十八）第五章 第二節 第二款
152	五十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
153	（五十九）第五章 第二節 第二款
154	五十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
155	（六十）第五章 第二節 第二款
156	五十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
157	（六十一）第五章 第二節 第二款
158	六十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
159	（六十二）第五章 第二節 第二款
160	六十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
161	（六十三）第五章 第二節 第二款
162	六十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
163	（六十四）第五章 第二節 第二款
164	六十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
165	（六十五）第五章 第二節 第二款
166	六十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
167	（六十六）第五章 第二節 第二款
168	六十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
169	（六十七）第五章 第二節 第二款
170	六十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
171	（六十八）第五章 第二節 第二款
172	六十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
173	（六十九）第五章 第二節 第二款
174	六十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
175	（七十）第五章 第二節 第二款
176	六十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
177	（七十一）第五章 第二節 第二款
178	七十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
179	（七十二）第五章 第二節 第二款
180	七十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
181	（七十三）第五章 第二節 第二款
182	七十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
183	（七十四）第五章 第二節 第二款
184	七十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
185	（七十五）第五章 第二節 第二款
186	七十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
187	（七十六）第五章 第二節 第二款
188	七十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
189	（七十七）第五章 第二節 第二款
190	七十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
191	（七十八）第五章 第二節 第二款
192	七十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
193	（七十九）第五章 第二節 第二款
194	七十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
195	（八十）第五章 第二節 第二款
196	七十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
197	（八十一）第五章 第二節 第二款
198	八十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
199	（八十二）第五章 第二節 第二款
200	八十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
201	（八十三）第五章 第二節 第二款
202	八十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
203	（八十四）第五章 第二節 第二款
204	八十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
205	（八十五）第五章 第二節 第二款
206	八十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
207	（八十六）第五章 第二節 第二款
208	八十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
209	（八十七）第五章 第二節 第二款
210	八十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
211	（八十八）第五章 第二節 第二款
212	八十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
213	（八十九）第五章 第二節 第二款
214	八十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
215	（九十）第五章 第二節 第二款
216	八十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
217	（九十一）第五章 第二節 第二款
218	九十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
219	（九十二）第五章 第二節 第二款
220	九十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
221	（九十三）第五章 第二節 第二款
222	九十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
223	（九十四）第五章 第二節 第二款
224	九十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
225	（九十五）第五章 第二節 第二款
226	九十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
227	（九十六）第五章 第二節 第二款
228	九十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
229	（九十七）第五章 第二節 第二款
230	九十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
231	（九十八）第五章 第二節 第二款
232	九十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
233	（九十九）第五章 第二節 第二款
234	九十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
235	（一百）第五章 第二節 第二款
236	九十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
237	（一百一）第五章 第二節 第二款
238	一百 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
239	（一百二）第五章 第二節 第二款
240	一百一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
241	（一百三）第五章 第二節 第二款
242	一百二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
243	（一百四）第五章 第二節 第二款
244	一百三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
245	（一百五）第五章 第二節 第二款
246	一百四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
247	（一百六）第五章 第二節 第二款
248	一百五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
249	（一百七）第五章 第二節 第二款
250	一百六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
251	（一百八）第五章 第二節 第二款
252	一百七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
253	（一百九）第五章 第二節 第二款
254	一百八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
255	（一百十）第五章 第二節 第二款
256	一百九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
257	（一百十一）第五章 第二節 第二款
258	一百十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
259	（一百十二）第五章 第二節 第二款
260	一百十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
261	（一百十三）第五章 第二節 第二款
262	一百十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
263	（一百十四）第五章 第二節 第二款
264	一百十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
265	（一百十五）第五章 第二節 第二款
266	一百十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
267	（一百十六）第五章 第二節 第二款
268	一百十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
269	（一百十七）第五章 第二節 第二款
270	一百十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
271	（一百十八）第五章 第二節 第二款
272	一百十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
273	（一百十九）第五章 第二節 第二款
274	一百十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
275	（一百二十）第五章 第二節 第二款
276	一百十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
277	（一百二十一）第五章 第二節 第二款
278	一百二十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
279	（一百二十二）第五章 第二節 第二款
280	一百二十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
281	（一百二十三）第五章 第二節 第二款
282	一百二十二 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
283	（一百二十四）第五章 第二節 第二款
284	一百二十三 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
285	（一百二十五）第五章 第二節 第二款
286	一百二十四 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
287	（一百二十六）第五章 第二節 第二款
288	一百二十五 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
289	（一百二十七）第五章 第二節 第二款
290	一百二十六 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
291	（一百二十八）第五章 第二節 第二款
292	一百二十七 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
293	（一百二十九）第五章 第二節 第二款
294	一百二十八 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
295	（一百三十）第五章 第二節 第二款
296	一百二十九 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
297	（一百三十一）第五章 第二節 第二款
298	一百三十 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
299	（一百三十二）第五章 第二節 第二款
300	一百三十一 地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
30	

協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一項第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫	三 株式会社商工組合中央金庫	四 信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合等に協同組織金融室に、室長を置く。	五 信用保証協会、保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十九年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう）、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会	六 業務会計基準専門官一人、保険業務専門官一人及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。
四 損害保険・少額短期保険監督室及び保険計理官等）保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに保険計理官二人、保険サービス監視官等）	三 保険サービス監視専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に関する専門的事項に係る事務に從事する。	四 保険サービス監視専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に関する専門的事項に係る事務に從事する。	五 保険サービス監視専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に関する専門的事項に係る事務に從事する。	六 業務会計基準専門官一人、保険業務専門官一人及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。
五 保険サービス監視専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に関する専門的事項に係る事務に從事する。	六 業務会計基準専門官一人、保険業務専門官一人及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。	七 保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。	八 保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。	九 保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。（証券監督専門官）
六 業務会計基準専門官一人、保険業務専門官一人及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。	七 保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。	八 保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。	九 保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。（証券監督専門官）	十 情報解析室に、室長を置く。
七 保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。	八 保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。	九 保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。（証券監督専門官）	十 情報解析室に、室長を置く。	十一 総務課に、情報解析室を置く。
八 保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。	九 保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。	十 保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。（証券監督専門官）	十一 総務課に、情報解析室を置く。	十二 情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全、調査及び分析に関する事務をつかさどる。
九 保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。	十 保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。	十一 保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。（証券監督専門官）	十二 情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全、調査及び分析に関する事務をつかさどる。	十三 情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全、調査及び分析に関する事務をつかさどる。

する。この府令は、平成二六年四月一日から施行する。	附 則 (平成二四年四月六日内閣府令第三四号)
この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二四年六月一九日内閣府令第四四号)
この府令は、平成二十四年七月一日から施行する。	附 則 (平成二四年八月一九日内閣府令第七号)
この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二五年三月一五日内閣府令第五四号)
この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十五年三月十八日) から施行する。	附 則 (平成二五年三月一七日内閣府令第一〇号)
この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。	附 則 (平成二五年五月一六日内閣府令第三三号)
この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二五年七月一日内閣府令第四二号)
この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二五年九月四日内閣府令第五八号) 抄 (施行期日)
この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第八十六号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。	附 則 (平成二六年一月一四日内閣府令第七号) 抄 (施行期日)
(施行期日)	附 則 (平成二六年三月五日内閣府令第一五号)
この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年四月一日) から施行する。	附 則 (平成二六年三月三一日内閣府令第二九号)
この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二八年四月一日内閣府令第三六号)
この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一号の改正規定及び第十四条第一項の改正規定 (第二十一条第六項) を「第二十二条第六項」に改める部分に限る。) は、平成二十八年十月一日から施行する。	附 則 (平成二八年六月三〇日内閣府令第四四号)
この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二九年五月三〇日内閣府令第五号)
この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。	附 則 (平成二九年六月三〇日内閣府令第三〇号)
この府令は、平成二十九年七月一日から施行する。	附 則 (平成二九年五月三〇日内閣府令第二二号)
この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。	附 則 (平成二九年六月三〇日内閣府令第五九号)
この府令は、平成二十六年八月二十九日から施行する。	附 則 (平成二六年八月二〇日内閣府令第四七号)
この府令は、平成二十六年七月一日から施行する。	附 則 (平成二六年六月三〇日内閣府令第四四号)
この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。	附 則 (平成二七年四月一〇日内閣府令第三五号)
この府令は、公布の日から施行し、改正後の金融庁組織規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。	附 則 (平成二七年七月一日内閣府令第四一号)
この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条の改正規定、第八条第一項の改正規定 (ヨンケロマリット室) を「国際監督室」に改める部分に限る。) 同条第四項及び第五項の改正規定並びに第十条の第二項第二号及び第三号の改正規定は、平成二十七年七月七日から施行する。	附 則 (平成二七年七月一日内閣府令第三六号)
この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一号の改正規定及び第十四条第一項の改正規定 (第二十一条第六項) を「第二十二条第六项」に改める部分に限る。) は、平成二十八年十月一日から施行する。	附 則 (平成二八年四月一日内閣府令第三六号)
この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。	附 則 (平成三一年三月二九日内閣府令第一五号)
この府令は、平成三十一年七月十七日から施行する。	附 則 (平成三一年三月二九日内閣府令第五九号)
この府令は、令和四年四月一日から施行する。	附 則 (令和元年七月一日内閣府令第一七号)
この府令は、令和四年七月一日内閣府令第四五号)	附 則 (令和四年七月一日内閣府令第四五号)

附 則（令和五年三月二十四日内閣府令第一八号）
この府令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）
抄

第一條 この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年六月三十日内閣府令第五五号）

この府令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日内閣府令第七号）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日内閣府令第二〇号）

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二七日内閣府令第二九号）
抄

第一條 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二八日内閣府令第六四号）

この府令は、令和六年七月一日から施行する。